

国地契第 111 号
平成 27 年 3 月 23 日

各地方整備局長 あ て

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の一部改正について

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号)の一部を下記のとおり改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

記

第 4 第 2 号中「若しくは審決」を削る。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 100 号。以下「改正独占禁止法」という。)の施行日前の独占禁止法違反行為について、改正独占禁止法附則第 2 条の規定により審判手続きが開始された事案であって、この要領の施行日以後に審決されたものに係る指名停止については、なお従前の例による。

以 上